

**指定福祉用具貸与・介護予防福祉用具貸与
特定福祉用具販売・特定介護予防福祉用具販売
重要事項**

1 福祉用具貸与事業所ひまわり（名称）の概要

(1) 提供できる居宅サービスの種類と地域

事業所名	福祉用具貸与事業所 ひまわり
所在地	熊本市中央区神水 1-21-16
電話番号	096-387-5211
FAX番号	096-387-5323
事業所番号	福祉用具貸与 特定福祉用具販売 介護予防福祉用具貸与 特定介護予防福祉用具販売 (指定事業所番号 4370111959)
サービスを提供できる地域※	熊本県下全域

※上記地域以外にお住まいの方でもご希望の方はご相談ください。

(2) 当事業所の職員体制〈例〉

職名	資格	常勤	非常勤	兼務の別	合計	業務内容
管理者		1名	0名	あり	1名	介護従業者及び業務の管理
事務・経理		0名	1名	あり	1名	事務・経理
福祉用具専門相談員	福祉用具専門相談員	2名以上	0名	なし	2名以上	福祉用具貸与の提供にあたる

(3) サービスの提供時間帯

平日	午前9時～午後5:30時
土曜日	休み
休業日	日曜日、祝日、12月30日～1月3日

2 当事業所の特徴等

(1) 運営の方針

- 1・福祉用具貸与は、利用者が要介護状態等の軽減若しくは悪化の防止又は要介護状態となることの予防並びに利用者を介護する者の負担軽減に資するよう適切に行うこと。
- 2・常に清潔かつ安全で正常な機能を有する指定福祉用具を貸与すること。
- 3・提供する指定福祉用具の質の評価を行い、常にその改善をはかる。
- 4・本事業実施にあたっては、市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携に努める。

3 サービスの内容

① 福祉用具貸与、介護予防福祉用具貸与、下記品目より行う

特殊寝台	特殊寝台付属品	床ずれ防止用具	体位変換機	車いす	車いす付属品
スロープ	手すり	歩行器	歩行補助杖	認知症徘徊感知器	移動用リフト
自動排泄処理装置					

② 特定福祉用具販売、特定介護予防福祉用具販売、下記項目より行う

入浴補助用具	簡易浴槽	腰掛け便座	自動排泄処理装置の交換可能部品	移動用リフトの吊り具
排泄予測支援機器	固定用スロープ	歩行器(歩行車は除く)	歩行補助杖(松葉杖は除く)	

*①②は介護度により介護保険が適用されない物がありますので、導入前に専門相談員と一緒に検討させていただきます。

4 利用料金

(1) 利用料

福祉用具のレンタル料金及び販売料金については、別添の料金表やカタログ(目録)などにて説明いたします。

(2) その他

料金の支払方法

福祉用具貸与は原則、毎月、26日までに前月分の請求をいたしますので、お支払いいただきますと、領収書を発行いたします。

*お支払い方法は、銀行振込、現金集金、口座自動引落しの3通りの中から自由にご選べます。

特定福祉用具販売・特定介護予防福祉用具販売は原則、商品納品後請求いたします、お支払いいただきますと、領収書を発行いたします。

*お支払い方法は、銀行振込、現金集金の2通りから自由にご選べます。

5 サービスの利用方法

(1) 福祉用具貸与・特定福祉用具販売サービスの利用開始

まずは、お電話等でお申し込みください。当事業所の職員がお伺いいたします。

居宅における福祉用具の搬入搬出の希望日時等をご指定ください。

※居宅サービス計画(ケアプラン)の作成を依頼している場合は、事前に介護支援専門員とご相談ください。

(2) 貸与サービスの終了

ア お客様のご都合でサービスを終了する場合サービスの終了を希望する日の1週間前までにお申し出ください。

イ 当事業所の都合でサービスを終了する場合人員不足等やむを得ない事業により、サービスの提供を終了させていただく場合がございますが、その場合は、終了1か月前までに文書で通知します。

ウ 自動終了

以下の場合、双方の通知がなくても、自動的にサービスを終了いたします。

- ・お客様が介護保険施設に入所した場合
- ・介護保険給付でサービスを受けていたお客様の要介護認定区分が、非該当(自立)と認定

された場合

- ・お客様が亡くなられた場合

エ その他

お客様やご家族などが当事業所や当事業所のサービス従業者に対して本契約を継続し難いほどの背信行為を行った場合は、文書で通知することにより、即座にサービスを終了させていただく場合がございます。

6 サービス内容に関する苦情

(1) 当事業所のお客様相談・苦情窓口

担当者 岡本 修

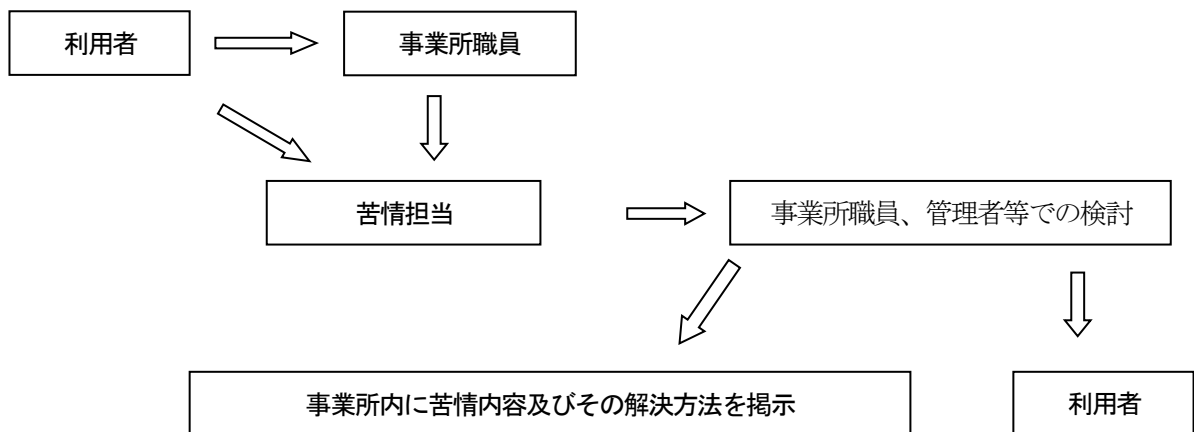
電話 TEL 096-387-5211 FAX 096-387-5323

受付日 平日月曜～金曜日（ただし、12月30日～1月3日を除く）

受付時間 午前9時～午後17時30分

(2) 苦情処理体制

苦情処理フロー



(3) その他

当事業所以外に、お住まいの市町村及び熊本県国民健康保険団体連合の相談・苦情窓口等に苦情を伝えることができます。

ア 各市町村介護保険課

(熊本市 096-328-2347)

イ 熊本県国民健康保険団体連合会（苦情処理委員会）

096-365-0811

7 緊急時の対応方法

サービスの提供中に容体の変化等があった場合は、事前の打ち合わせにより、主治医、救急隊、ご家族、介護支援専門員等へ連絡をいたします。

8 事故発生時の対応

サービスの提供中に事故が発生した場合は、お客様に対し応急処置、医療機関への搬送等の措置

を講じ、速やかにお客様がお住まいの市町村、ご家族、居宅介護支援事業者等に連絡を行います。

また、事故の状況及び事故に際して採った処置について記録するとともに、その原因を解明し、再発生を防ぐための対策を講じます。

なお、当事業所の介護サービスにより、お客様に対して賠償すべき事故が発生した場合は、速やかに損害賠償いたします。（当事業所は株式会社損保ジャパンと損害賠償保険契約を結んでおります。）

9 秘密の保持について

- (1) 当該事業所の従事者は、正当な理由がなくその業務上知り得たお客様及びご家族の秘密を漏らしません。
- (2) 当該事業所の従業者であった者は、正当な理由がなくその業務上知り得たお客様及びご家族の秘密を漏らしません。
- (3) 事業者では、お客様の医療上緊急の必要がある場合又はサービス担当者会議等で必要がある場合に限り、あらかじめ文書による同意を得た上で、必要な範囲内でお客様又はご家族の個人情報を用います。

10 虐待の防止のための取組について

- (1) 利用者宅の訪問や高齢者及び家族からの相談、介護サービス事業者からの報告より詳細を確認し、関連機関に連絡し状況の改善に努めます。
- (2) 虐待等の行為にならないように利用者・家族の状況を把握し、状況に応じ 15 行政機関・民間団体等と協力しながら連携を図り早期に解決できるように支援を行います。
- (3) 身体拘束等の適正化の推進に取り組みます。

11 業務継続のための取組について

業務継続計画策定・見直しを行い、災害時の対応や感染症のまん延など、不測の事態に備えます。